九世紀前半ベルリンにおける市民層と市の名誉職

はじめに

るものであったことをその背景とする。最近一○年の動向 た「特有の道」論争の焦点の一つが「市民」の評価をめぐ るまでもあるまい。これは、一九八〇年代に繰り広げられ を意図したものであり、八○年代以来の研究の必然的な帰 市民層を都市社会の具体的な状況のなかに位置づけること 合、手工業者や小商人など伝統的な都市の市民が念頭にお 研究が盛り上がりをみせている。ここで都市市民という場 に話を移せば、個別都市単位の都市市民層 Stadtbürger の 討が中心的課題の一つであったことはここで改めて指摘す かれている。都市市民へ関心を集中させる近年の傾向は、 この二○年ほど近代ドイツ史研究において市民層の再検

いえる。

現在近代ドイツ史研究に極めて大きな裾野を有していると

本稿では近年の都市市民研究の動向を包括的に整理する

と市民との関係を論じた二つの研究の紹介を試みたい。べ ことは差し当たって断念し、ベルリンの都市行政の名誉職

北 村 昌 史

ど都市市民をとりあげる研究者がおり、また都市市民に関 民層研究ということではガルのグループに先行していた、 のがもっとも顕著な動きであろう。それにとどまらず、市 結といえる。L・ガルを中心としたフランクフルトのグル ではない。具体的な都市という場で市民を考える動きは、 心を寄せるのはこうした大プロジェクトに関わる者ばかり コッカを中心とする社会構造史派のグループにもノルテな ープが西南ドイツの都市に焦点をあてて研究を進めている

いる。そうした研究のなかでもパールマンによる、一九世 の改善を背景に矢継ぎ早に実証的研究成果が世に問われて れており、とくにベルリンの壁崩壊後の史料へのアクセス ルブレの先駆的研究(一九七二年)以降研究成果が蓄積さ ルリンの市民層については、企業家の出自をあつかったケ

九九五年)を本稿では検討したい。 リン南東部)の救貧委員会の社会的機能を扱った研究(一

(一九九七年)と、スカルパによるルイーゼン市区(ベル 紀前半の市議会選挙や市議会議員についての網羅的研究

まず、ガルのグループの研究で都市行政への市民の関わり そうした研究とは異なる独自性を有しているからである。 行政と市民という問題に焦点をあてつつ、次のような点で ・グループの研究やノルテの研究でもとりあげられる都市 この二つの研究をとりあげるのは、彼らの研究が、ガル

の研究はより微細な地域レベルの行政機構を扱い、またパ 次の議員だけが分析の対象となる。それに対してスカルパ しかも一八三○、五○年、そして七○年といった特定の年 が扱われる場合、その検討対象は市議会議員に限定され、 ールマンの研究は一八〇九年から四九年までの市議会議員

に関する網羅的研究である。次に、ガル・グループやノル

八〇八年一一月一九日にプロイセン改革の一環として発令

像とした「無階級市民社会」(すべての人が市民となるこ が具体的におかれた状況が鮮明に再現されている。 都市市民を巡る限定した領域をあつかい、それぞれの市民 関心がある。それに対してベルリンに関する二つの研究は とで作り出される均質な社会)の社会的背景を探るという した議論には、ガルが世紀前半の初期自由主義の理想社会 が暗黙の前提として研究が進められている観がある。こう 協会などの活動を検討する。その際に、都市市民の一体性 テの研究は、都市市民の全体史の構築を目指し、市議会や その結

が、パールマンの研究は世紀前半に対象を絞ったものであ がもたらされている。 スカルパの研究は一九世紀全体をあつかったものである 一体的な都市市民というイメージから脱却する可能性

都市条例による行政機構

る。本稿では世紀前半に時期を限定していくが、第一章で はこの時期のベルリンの行政機構を整理したい。 一九世紀前半のベルリンの市政を規定していたのは、一

行政に関わる制度がベルリンに導入される。(語)された都市条例である。この都市条例によって市民が都市

けられた管区それぞれから一人ずつ市議会議員が選出され

この都市条例では都市の住民は市民と居留民の二つに区

半には市民権免除者とばれる社会層があった。これは、伝条例で規定されているこの二つの階層とは別に一九世紀前は市民権をもたない徒弟、職人、労働者などである。都市六%強にあたる九二〇〇人が市民と推計している。居留民マンは、一八〇九年にベルリンの住民一四万六千人のうち

であり、具体的には手工業の親方や小商人である。パール分される。前者は土地所有と営業権を伴う市民権をもつ者

ば、市民となることも可能であった。免除者であっても、市民権獲得のための資格と意欲があれあり、具体的には官僚や教養市民である。ただし、市民権統的に国から特権を得て市民権の対象外となった社会層で

事会員をのぞけば、歳費を伴わず、名誉職である。員会、そして管区長からなる。こうした役職は、有給の参

のみの参加に基づいたものであり、市議会、市参事会、委

ベルリンの行政機構は、これら三つの社会層のうち市民

によって構成される。選挙ではベルリン市内に一〇二もう審議機関である市議会は、市民の選挙による市議会議員

に定住する家屋保有者であり、市議会が選び、市参事会が管区長によって担われる。管区長に選出されるのは、管区名の無給の参事会員が選出された。市内の各管区の行政はよって選出され、国家の監督官庁の承認が必要である。べよって選出され、国家の監督官庁の承認が必要である。べと無給の参事会員が所属する。有給であると無給であると無給の参事会員が所属する。有給であると無給であると無給の参事会員をうけとる参事会員る。執行機関である参事会には、歳費をうけとる参事会員

員会が設置された。一九世紀前半のベルリンでは宿営、救貧、教育に関する委議会議員、参事会員および市民からなる委員会が担当する。

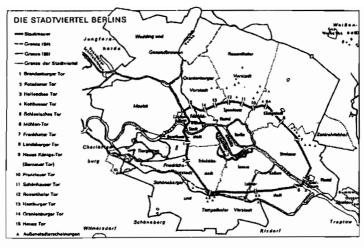
定に基づき新たな制度が整備される。救貧制度全体を統括一八一九年からベルリン市の管轄下に移り、都市条例の規こう。従来プロイセン国家が担っていた救貧関連の業務は

このうち行論の必要から救貧制度については言及してお

なる救貧委員会が地区単位で設置され、扶助の認可など実する市救貧局の下に委員長のほか最低五人のメンバーから

際の救貧行政を担当した。救貧委員会は二五年には市全体

承認をあたえる。市が担うとくに重要な業務の処理は、市



ベルリンの市区の配置

Ingrid Thienel, Städtewachstum im Industrialisierungsprozess des 19. Jahrhunderts. Das Berliner Beispiel, Berlin/New York 1973, Abbildung 3.

うにあつかわれてきたかを確認したい。 半のベルリン市民の市政参加という問題が研究史上どのよ 政に関与していたのかであろう。章を改めて、一九世紀前 である。問題とすべきは、どのような市民がどのように市 実際に市の名誉職は空席になることはあまりなかったよう

で五六あった。

ベルリンには都市条例で定められた管区の他に市区とい

う行政単位がある。中世以来の市の中心部に加え、

その後

九〇八年に出版されたP・クラウスヴィッツの著作であ 九世紀前半のベルリンの市政に関する基礎的な研究は、 ベルリン市民の市政参加を巡る研究史 五三年の都市条例によって三級選挙法など新しい原則が導

都市条例による制度は、一八五〇年の自治体条例と一八

本的単位の一つとなる(地図参照)。

整備されたものが市区である。これが行政や統計の面で基 都市発展に伴い計画的に建設された地域が、行政のために

の関心が高くなかったことは指摘されてきているとはいえ、

人されるようになるまで存続する。この間、市民の市政へ

の研究の情報がもつ有用性を高めている。(:) 当時の市政の状況を具体的に再現しようとしたことも、彼 界の主流がとっていたようなモデルや理論を前提にした歴 与える情報が現在も有効性をもちえる理由として、クラウ 構の発展については現在でも標準的著作といえる。本書の 体的に再現した研究である。この時期のベルリンの行政機 る。これは、都市条例制定一○○周年を記念して、ベルリ 岐にわたる対象について、行政機構としての市が発展して 備、財政など市の行政業務にはじまり、警察の問題、 史叙述に対してクラウスヴィッツが意図的に距離を置き、 とをまず指摘できよう。これに加え、当時のドイツ歴史学 徹底的にあたった上で当時の市政の展開を叙述しているこ スヴィッツが市の文書館長として市政に関する一次史料に 入以前の時期から一八六〇年代頃までの市の行政機構を具 ン市の文書館長であったクラウスヴィッツが、都市条例導 局の政治活動、教会との関係、国家との関係ときわめて多 ていく過程である。救貧行政、教育、上下水道やガスの整 んど無の状態から、市当局が様々な業務を自分のものにし この著作で描かれているのは、都市条例導入以前のほど

いく過程が再現されている。

の生業を営んでいる一般の市民が、無給の名誉職につく余

市当

加え、市民が市政に積極的に関与しなかったという指摘は 営業従事者中心という結論を導き出すことも可能である。 となることは容易に予想できるからである。第二に、 う理由をあげると、第一に営業や土地所有に結び付くとい 利用されてしまう。このような研究上の欠落が生じてしま クラウスヴィッツの提示した二つの年のデータがそのまま 当時のベルリンの市議会や市参事会の構成が語られる場合、 革命による変動については不明なままにとどまる。これに とはいえ、この二つの年の間の市議会議員の構成の変化や ータを見るとそれぞれの年度の市議会と市参事会について と四八年革命直前の時期だけを検討している。それらのデ 成も、四〇年にわたる都市条例の時代のうち、最初の選挙 い。たとえば、市議会議員や市参事会員(無給)の職業構 に関与していたかについては十分な検討が加えられていな にでているため、市政に対してどのような市民がどのよう う市民権の規定から、市の名誉職の構成が営業従事者中心 あるものの、投票率の推移などの具体的データは欠ける。 こうした問題点はその後の研究でも克服されておらず、 ただし、彼の研究では行政機構の発展という観点が前面

る。第三に、とくに第二次世界大戦後にベルリンが東西に 裕がなかったのも疑いなく、市民が市政に積極的に関与し の状態にとどまったりで、このテーマについて体系的な研 分裂したため、史料が両方の文書館に分かれたり、未整理 なかったというイメージもほぼ否定しようがないからであ

究が不可能であったことも指摘しておこう。

個別の市民や社会層の市政への関与については第二次世

界大戦後から研究がはじまっている。そうした研究として

・コッホハンに関するケッティヒの論文(一九六三年)で

点をあてる研究もいくつかみられる。その最初のものは、 をまずあげておこう。市議会議員として活躍した個人に焦 市の第二の地位にいた市長に関するクッツュの伝記的研究 ベルリン史家ケーバーによる歴代上級市長の伝記的研究と、

一八三九年に市議会議員に選出されたパン屋の親方H・E

彼の経歴もさることながら、彼の書いた回想録が二○世紀 は、一八六三年から七四年まで市議会議長を務めたという 後に市議会議長にもなったこの人物の伝記的事実が解明さ れている。この人物の研究がいち早く世に問われた背景に ある。この論文では、父親を受け継いで市議会議員となり、

初頭に遺族の手で出版され、彼の眼から見た市議会や市政

四〇年代半ばからユダヤ人が従来よりも市政に関与するよ

ら当時の市議会議員やベルリン市民に関してまとまったイ 度明らかにし、その点貴重な情報を提供してくれるのは疑 メージを引き出すのは困難である。その点、特定の集団の いをいれない。ただし、こうした個別市民の伝記的研究か 以上のような伝記的研究は、個人の経歴や活動をある程

の状況が鮮明に再現しえたからであろう。

与しなかった理由として、ユダヤ人と一般のベルリン市民 は四人にすぎない。ヴェンツェルは、ユダヤ人が市政に関 ダヤ人で市議会議員や市参事会員として市政に関与した者 ると、ベルリンでは都市条例導入から一八三○年代までユ 人の市政参加を扱った著作(一九六七年)においてS・ヴ ェンツェルは、ベルリンにも一章を割いている。それによ 市政関与をあつかった次の二つの研究は示唆的である。 まず都市条例のもとのプロイセン諸都市におけるユダヤ

市政に参加するようになった。三〇年代後半に商人D・A 加するようになり、それに伴い裕福で教養あるユダヤ人も になると、市当局に従来とは違う「若い世代」の市民が参 の間に関係が欠如していたことを指摘する。一八四〇年代 ・ベンダが市議会議員に選出されたのを手はじめにとくに

うになる。

あつかった論文(一九七一年)において一八四〇年代を境 に企業家の名誉職への関係が変化し、その変化が市参事会 次に、ケルブレは、ベルリンの企業家と市政の関わりを

と市議会では対照的であったという。 市参事会は、当初は名誉職として関与した営業従事者も

事会員の力は拮抗していた。ところが、一八四○年代にな 事者からなる無給の参事会員と専門の官吏である有給の参 従事者がもつ商人的知識が必要であった。そのため営業従 にかなりに影響を与えていたが、その借金の返済には営業 に市が抱えこんだ借金の返済が一八三〇年代まで市の財政 業官吏による行政機関に変貌を遂げる。ナポレオン戦争時 重要な役割を果たしたが、一八四〇年代になると純粋な職

が低下するのである。 有給の参事会員が一五人に増員され、逆に名誉職の重要性 の徴収など専門の官吏を必要とする業務が増える。それで、 ると、一方で借金問題が解決し、他方でガス業務や営業税 それに対して市議会については、一八三〇年代まで市議

と市議会の社会的名声が上がったことを示す、評価の高い 会議員になることが避けられていたのが、四〇年代になる

市区の救貧委員会を、川越修が一八四四年の市全体の救貧

が、積極的に市議会に関与するようになり、そうした傾向 人が参加するようになる。これが手はじめとなって企業家

が六○年代に定着するという。

に有効であるかは研究史のこの段階でははっきりしたこと る、それまでの消極的関与から積極的関与への転換点であ という二つの集団について、一八四○年代が、市政に対す ったことが導かれた。こうした結論がこの二つの集団以外 ヴェンツェルとケルブレの研究から、ユダヤ人と企業家

がいえないが、先に名前をあげたコッホハンの観察もこれ

た市議会の非能率的な審議のやり方に強い不満を覚える。 それに対して、四〇年代の半ばから年金生活者H・ルンゲ

や参事会員に限定し、ベルリンの市政を地域レベルで支え 以上でとりあげた研究はその対象をもっぱら市議会議員

たことを指摘している。 にされていない。わずかに、スカルパの研究がルイーゼン る管区長や救貧委員会の構成員についてはほとんど明らか の立候補をきっかけに市議会の中に「新鮮な血」が参入し

であった市議会議員一九名の多くに辛辣な評価を加え、ま に合致している。彼は、その回想録の中で選出当初に同僚

市参事会員の構成と対応したイメージを描き出している。川越修の分析は従来から明らかにされていた市議会議員やない。スカルパの研究については第四章で検討を加えるが、委員長と四八年の管区長の職業構成を検討しているにすぎ

本章で扱った研究でとりあげられた事例は個別的かつ散

が公にされ、状況は改善されつつある。以下、それぞれのは言い難いのだが、本稿で検討することになる二つの研究明である。そうした問題点は現在でも完全に解決されたと発的であり、情報としての重要性は否定できないものの、発的であり、情報としての重要性は否定できないものの、

と第三部の内容を整理したい。

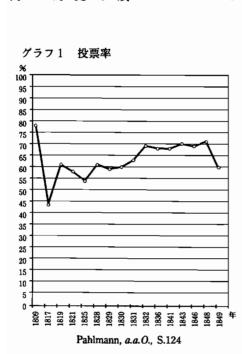
三 パールマンの市議会議員の研究

研究に一章ずつ使い、その内容を検討していきたい。

研究が可能となったのである。料が利用できることになったことで市議会について体系的る。ドイツ統一に伴い旧東ドイツ地域に所蔵されていた史について体系的分析を試みたのが、パールマンの研究である。

本書は三部構成であり、第一部では都市条例の成立、内

稿のテーマに即して第二部の第四章「選挙結果と選挙行動」「市議会」である。本稿では市民の市政への関与という本態を明らかにした、第二部「選挙の実施」および第三部本額は未公刊の史料の博捜に基づき市議会議員と選挙の実本書のこの部分はほぼ従来の研究に依拠している。本書の容、およびベルリンへの導入がのべられている。ただし、



理される。 第二部第四章では、投票率と再選率に関するデータが整 まず市全体の投票率(グラフ1)から見ていくと、一八 の玉を数え上げる面倒な選挙のやり方のため、九時に開始

こなれた。その後の選挙は、二度目の総選挙となった四八 もとでは最高の数字である。この選挙は全管区で選挙がお ○九年の最初の選挙では七九%であり、これは都市条例の

減少し、一七年の四五%が一九世紀前半の最低である。 のみで選挙がおこなわれた。投票率は最初の選挙以降一旦 年をのぞき、都市条例の規定に基づき三分の一の三四管区

の後、無断で選挙を欠席した者に一ターラーの罰金が課せ

られることになり、投票率は上昇に向かう。三〇年代以降 投票率はほぼ六○%以上を維持するようになり、四○年代

失敗を背景に六一%まで投票率が低下する。 導入以来二番目の数字となる。翌四九年の選挙は、革命の ては、三月の事件を背景として投票率は七二%と都市条例

る。

確認しておくと、この年の四五三六人の有権者のうち、四

背景として社会全体の政治化があるという。四八年におい

になると七〇%前後となる。パールマンはこうした状況の

あげられた候補者一人一人に Ja か Nein の玉を投票し、そ る。まず、長い説教と歌唱を伴う礼拝にはじまり、名前の 投票率が上がらなかった最大の理由は投票のやり方にあ

した選挙がしばしば一二時を過ぎるのであった。しかも、

市政に関心をもちようがなかったことも確かである。これ の拘束のために選挙人の多くは平日の選挙に出席できなか 日曜日は安息日であったため選挙はおこなわれず、業務上 った。また、市議会が公開でなかったため、一般の市民が

くに中心部のアルト・ケルン市区ではこの時期市民のうち うが、外側に位置する市区よりも投票率は低めである。と する市区ではこの時期投票率は六○%以上であり、とくに 四九.一%と半分しか投票に参加していない。外側に位置 ていたことも疑いない。 に加え、市政の活動領域の狭さが、名誉職の魅力を失わせ (表一)。そのデータによると、中心部に位置する市区のほ そして三○年についてのみまとまった史料を利用しえる 次に、市区単位の投票率に関しては一八二八年、二九年、

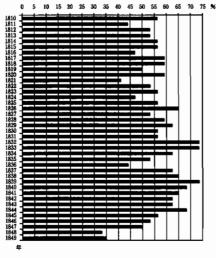
が利用されている。この史料からまず市民内の職業構成を シュトララウ市区では六八.九%とほぼ七割に到達してい 職業ごとの投票率については一八三一年の選挙人リスト

表1 市区ごとの投票率(1828年、1829年、1830年のデータを集計したもの)

市区	有権者	投 票 者	棄権(連絡あ り)	棄権(連絡無 し)
ベルリン市区	2518	1490(59.2%)	913(36.3%)	115(4.5%)
アルト・ケルン市区	1054	518(49.1%)	433(41.1%)	109(9.8%)
フリートリヒスヴェルダー市区	663	365(55.1%)	238(35.9%)	60(9.0%)
ノイ・ケルン市区	552	348(63.0%)	184(33.3%)	20(3.6%)
フリートリヒ市区	3497	2080(59.5%)	1282(36.7%)	135(3.9%)
ドロテーン市区	720	464(64.4%)	203(28.2%)	53(7.4%)
ルイーゼン市区	1050	668(63.6%)	325(31.0%)	57(5.4%)
シュパンダウ市区	1681	1067(63.5%)	546(32.5%)	68(4.0%)
ケーニッヒ市区	1719	1163(67.7%)	521(30.3%)	35(2.0%)
シュトララウ市区	697	480(68.9%)	191(27.4%)	26(3.7%)

Pahlmann, a.a.O., S.132.





Pahlmann, a.a.O., S.149

票率は低い。

の投

(三三%)、白なめし親方 (三三%)、大工 (三八%) である。ある程度の人数がいる職業集団では、町百姓 くまでも少数である。職業集団ごとに投票率はかなり多様 人)や年金生活者(二三四人)といった非営業従事者はあ **高く、他方医者(一七%)、家畜・馬商人(一七%)、官吏** 八%)、薬剤師(八七%)、菜園業者(七八%)の投票率が 一七九人と圧倒的多数が営業従事者であり、官吏(一二三

年	手工業者	商人	工場主	薬剤師	農業	非営業従事者
1809	33	38	9	4	5	13
1812	31	45	8	6	3	9
1815	28	42	13	5	4	10
1818	29	44	16	1	4	8
1821	36	36	16	1	5	8
1824	35	36	12	2	5	12
1827	41	31	12	4	4	10
1830	37	38	11	7	2	7
1833	34	39	12	6	2	9
1836	30	44	12	4	3	9
1839	31	43	12	7	1	8
1842	33	43	8	7	2	8
1845	35	40	10	6		11
1848	25	37	16	4		20
計	458	556	167	64	40	142

Pahlmann, a.a.O., S.152.

の多数を形成する営業従事者があつかわれる。営業従事者 の性格が明らかにされる(表二)。 第一章「営業に従事する市議会議員」では、

市議会議員

員に関するデータをもとに一九世紀前半ベルリンの市議会

第三部「市議会」では、パールマンが整理した市議会議

とで決定的転換を見せる。

四一人が選出され、単純に頭割りの計算をおこなうと一人 挙の半数以上を占める(グラフ2)。都市条例が効力をも 株の市議からなる集団が成立していた。こうした状況は四 多いために市議会に強い連続性が見られるようになり、古 五○%を割るのは、先にのべた一八四八年をのぞくと、六 八年および四九年の選挙で再選率が三〇%まで落ち込むこ 回だけである。三〇年代は全体的に再選率が高い。再選が の議員が平均して一回は再選されたことになる。再選率が っていた時期に選挙の対象となった約一五○○の議席に七

再選率のほうに話を移すと、現職議員の再選が各年の選

七人以上になることはなく、それほど大きい集団とはいえ に比べると人数的にかなり劣る。薬剤師は市議会の中では ら一六人の間を変動し、のべ一六七議席と手工業者や商人 と金属加工業を中心とする工場主である。人数的には八か 役割を果たすのである。市議会議員の第三の集団は織物業 選出されている。彼らは三月革命の日々に政治的に重要な 人いるが、その多くは三○年代・四○年代に市議会議員に 倒的多数は、小売りに従事する商人、両替商、そして交通 ・旅館業である。商人の中には出版社・本屋が全部で一四 芸術家が六人いるほか、大学教授の六人が注目を引く。大 と政治活動で傑出した。 にとどまり、市議会議員の中で大学教授が一つの集団をな 議員を務めたクレンツェである。ただ彼の例は例外的事象 学教授の最初の例は三三年から死亡する三八年まで市議会 官僚は全部で一七人市議会議員になっており、貴族の割合 またなければならなかった。彼らは、革命という状況のも すようになるのは四八年の総選挙で五人が選出されるまで が高かったという。軍人が九人、医者が六人、教師が六人、 ある。彼らの中では年金生活者が三八人と多数を占める。

ない。この集団の重要性は、病気の時の薬の売買を介して

選出された薬剤師市議は、ほとんど全員がその職業・身分 選挙人との間に日常的に接触があったことにある。また、

の議席を確保しているにすぎない。各年の人数はほぼ七か の中でも常に小規模であり、八八人の市民が全部で一四二 の市議会議員について分析されている。この集団は市議会 ていってしまう。 菜園業者と町百姓はベルリンの発展に伴い市議会から消え 組織の委員会で活動していたという。最後に、農業を営む 第二章「非営業市議会議員」においては営業従事者以外

> 営業従事者はいない。こうしてみると経済的成功を収め、 ない。非営業従事者の割合は低い。下層の者や窮乏化した

のであろう。選出された市議の中には教会や職業団体の名 管区において高い知名度を誇る者を市民は市議に選出した 者が、四十年にわたりベルリンの市政の主要な担い手であ 間層からリクルートされた。裕福な中小商人および手工業 まず、七○○人を越える市議会議員は全体として多様な中

った。こうした職種に比べると工場主や大商人は比較的少

ら一三の間を変動し、一八四八年の二〇人は例外的事態で

-48

第一章と第二章で整理した以上のデータからパールマン

は市議会議員の社会構成について次のように結論づける。

市民の中で市議会に自治体政治への入り口を見て取る人が きな役割を果たしたのであろう。当初の二○年間は市議会 には自由主義思想は定着せず、四〇年代になって自由主義 伝統になっている例もある。こうした要因も選挙の際に大 授けられた者がおり、また市議会議員になることが家族の 誉職をひきうけた者や解放戦争で傑出した活躍をし勲章を が集中し、ユダヤ人が好んで定住したからである。 で一二人選出されたうち八人がケルン市区とベルリン市区 る。選出されたユダヤ人市議会議員で特徴的なのは、全部 から選出されたことであろう。この地域にユダヤ人の施設

に継続的に選出されたことからこの集団がベルリンの市民 最初の選挙による一六人をはじめ、ユグノーが市議会議員 特殊な集団と市議会の関わりを検討している。第三章では、 第三章と第四章ではユグノーとユダヤ人という宗教的に

の総選挙では四人のユダヤ人が市議会議員に選出されてい げられる。こうした状況が一八四○年代に変わり、四八年 (一八○九年には二七七人)、ユダヤ人の解放に対する敵対 低い理由として、市民全体におけるユダヤ人の割合の低さ なって確認される。市議会議員にしめるユダヤ人の割合が 議員の少なさを指摘するのが第四章である。ヴェンツェル 的態度、そして一般の市民との日常的な接触の少なさがあ の成果が、市議会議員に対象を絞って、情報がより正確に 共同体に溶け込んでいたと推測している。ユダヤ人市議会

> 求められよう。営業従事者中心の市議会という本書の大ま 構成などについて信頼できる情報が明らかにされたことに より具体的な市議会議員のイメージをつかむことが可能と ただ、市議会議員それぞれの情報の網羅的な収集により、 かな主張については従来からも指摘されてきたことである。 以上、パールマンの研究の意義は、当時の市議会議員の

されているが、救貧委員会の構成や機能に分析を加えてい あろう。ただ、スカルパの研究は、ルイーゼン市区に限定 様な研究が望まれるが、筆者の知る限りではそうした研究 なわれれば、市参事会員、管区長、救貧委員についても同 れぞれについての、選出管区、職業、住所、および所有者 収録されている、選出された七○○人以上の市議会議員そ なった。本書の価値をさらに高めているのは、補遺として は未だなされておらず、今後も取り組んでいくべき課題で と賃借人の別に関するデータである。 こうして市議会議員の構成について網羅的な実証がおこ

る。章を改めてこのスカルパの研究に検討を加えていこう。

四 スカルパによるルイーゼン市区の教賞委員

ルイーゼン市区の変貌が叙述されている。一九世紀にルイルイーゼン市区の変貌が叙述されている。一九世紀にルイルでいたる社会的結合関係の変化を、ベルリン南東部のルイーゼン市区という極めて限定された地域に焦点をあてて開いたミクロヒストリーである。一九世紀初頭の人口一万明したミクロヒストリーである。一九世紀初頭の人口一万明したミクロヒストリーである。一九世紀初頭の人口一万明したミクロヒストリーである。一九世紀初頭の人口一万明の見通すことのできた社会空間が世紀末には見通せないそれへと変貌し、それによって世紀初頭の人口一万明の見通すことのできた社会空間が世紀末には見通せないの見通すというを表している。一九世紀初頭から末にいたるが出来には、一九世紀初頭から末にいたる。一九世紀初頭から末にいたる。一九世紀初頭から末にいたる。一九世紀にルイルイーゼン市区の変貌が叙述されている。一九世紀初頭から末にいたる。

の背景にある。

にまたがっており、この研究もまたベルリンの壁崩壊がそクロイツベルク(旧西ベルリン)とミッテ(旧東ベルリン)ーゼン市区と呼ばれた地域は、現在の行政区画でいえば、

全員の会議を招集し、そして月一回は市救貧局と会議をお

では、教貧委員会に焦点があてられる。救貧業務を実際に第一章「名士の地域的権力」一八二三年~一八四四年」ら第三章までの内容を整理していきたい。関係が描かれているのは三章までである。そこで第一章か

本書のうち一九世紀前半の救貧委員会を巡る社会的結合

地域単位に処理するのが、委員長と約五名の委員からなる

大時から七時に要救済者の状態を調査し、週一回は委員会 一般に救貧委員会の業務は以下の通りであった。重要な 無料の眼鏡、無料通学、そして木靴と衣服の提供をおこな う。また、孤児を扶助金付きで管区内の家族に寄宿させる う。また、孤児を扶助金付きで管区内の家族に寄宿させる ことがあった。基本的な方針は市救貧局が決め、回状や月 などによって選出され、委員長はその地区に住む国家官 での決定権限においてかなり自由であった。重要な 業務は市救貧委員会である。委員は地区の市民から旧メンバーの推 救貧委員会である。委員は地区の市民から旧メンバーの推

表 3 1823年のルイーゼン市区救貧委員会の職業構成

菜園業者	5	店舗所有者	6
金属手工業者	6	亜麻布商人	1
石鹸工場主	3	木材商人	1
服飾雑貨製造業	1	石灰倉庫所有者	1
楽器製造業	1	国家官僚	10
靴屋親方	1		
鞍製造親方	1		
皮工場主	4		
エナメル皮工場所有者	1		
左官親方	2		
パン屋の親方	5		
穀粉商人	1		
肉屋	1		

Scarpa, a.a.O., S.38.

士の家系も存在した。そうした例としてスカルパは、コッ大の家系も存在した。そうした例としてスカルパは、コットである、工業家の割合が増大している。こうした社会構成の教賞委員から教賞委員長や管区長を経て市議会議員構成の教賞委員から教賞委員長や管区長を経て市議会議員はされており、四二年でも手工業者や商人を中心に構成されており、四二年でも手工業者や商人を中心に構成されており、四二年では二三年の他に四二年のグラフが作

ホハン家、ラディッケ家、そしてカンプフマイヤー家の三

コッホハン家は同じ管区において親子で救貧委員と市議

つをあげる。

的多数は手工業親方、小商人、そして零細な工場所有者でる職業構成をスカルパが整理したものが表三である。圧倒けられた。設立当初のルイーゼン市区の救貧委員会におけルイーゼン市区では一八二三年に七つの救貧委員会が設

業構成について一九世紀を通じてグラフを作成している。

ていないが、スカルパはルイーゼン市区の救貧委員会の職

と定められていたからである。また、具体的な数字をあげ

あるのは、先にふれたように、委員長に就くのが国家官僚

特徴は同じである。国家官僚が一〇人と最大の職業集団であり、前章で紹介した市議会議員の職業構成とその基本的

員になっている。 会議員を務めた。父親のほうは一八二〇年代から三七年に かけて、その息子は救貧委員長を経て三九年から市議会議 っている。マルティンの息子と孫はほぼ全員が救貧委員会 こうしたルイーゼン市区の市民が地域に作った団体が第

してきた家系で、醸造業をその生業とする。一八一六年に、

ラディッケ家は、一八世紀中葉にルイーゼン市区に定住

業務を継承した形でアウグストが醸造業を、その弟カルル ン・ゴットフリートと、カルル・ゴットフリートの息子が ・ゴットフリートが蒸留酒製造業をはじめ、いとこのヨハ

年から死亡する三四年まで市議会議員になり、三六年から

蒸留とリカー生産に従事した。このうちカルルが一八二三

ち、そしてヨハン・フリートリヒも救貧委員や管区長とな はヨハン・ゴットフリートの息子の左官親方ヨハン・フリ ートリヒが市議会議員となっている。カルル、その息子た っている。ラディッケ家の妻たちも託児所の役員を務め、

会や福祉事業に積極的に関与している。救貧委員会に積極 族をあげて救貧関連の業務に従事している。 皮なめし業に従事するカンプフマイヤー家も、救貧委員

後にのべるルイーゼン市区慈善協会の設立メンバーにもな 〜一八六八年)からである。彼は救貧委員会に関与しつつ、 的に関与したのは、マルティン・マティアス(一七九三年

で活動し、親戚にも救貧委員が数名いる。

団体は、一八二五年三月三一日に、ルイーゼン市区の救貧 二章「ルイーゼン市区慈善協会」でとりあげられる。この 委員長が、数多くの名望ある市民とともに設立したもので

集団であったが、特定の利害によらない「公共心」を前面 ある。設立者の世代は、実際は相反する利害を伴う多様な

になり、三〇年代末になると協会内部で敬虔主義陣営と自 に出していた。三〇年代になり新たな参加者が増えるよう 由主義陣営への分裂がみられるようになった。この協会に

以上の経験からきた発想なのであろう。この協会の主な活 動分野は、工場労働に従事する子供の日曜学校の開設、お であり、これは新たに設置された救貧委員会における一年 けではなく、より大きな組織によって果たそうという意図

治体の管轄下におかれるようになると、協会の目標が自治 体に受け継がれたとして五七年四月には協会は解散する。 よび託児施設の設置であった。五六年に日曜学校が全て自

一八四四年頃から見られた政治問題の活性化とルイーゼ

関与した人々の共通点は、社会問題の解決を救貧委員会だ - 52 -

出現」があつかっている。そこでは、当時ベルリンを舞台 協会を介した活動の背景として、一八三〇年代以降新世代 ルイーゼン市区の市民の経歴や活動を通じてこの市区とべ に活動していた様々な協会をとりあげ、それらに関与した そしてベルリン労働諸階級福祉地方協会である。 こうした の友、市民協会、手工業者協会、労働諸階級福祉中央協会、 る。そうした協会の具体例としてとりあげられるのが、光 ルリン全体をも包括する協会活動の関係を叙述しようとす ン市区の名士の関わりを第三章「一八四四年)自由主義の 階級福祉地方協会は、その中央協会のベルリンにおける下 は、労働者の精神、倫理、社交、営業、公民的生活の発展 ゼン市区の市民ハインリヒ・ルンゲである。手工業者協会 光の友には息子のほうのコッホハン、市民協会にはルンゲ、 る。こうした団体に関与したルイーゼン市区市民として、 部組織の側面もあるが、市民協会の流れを汲む組織でもあ イセンの「社会改革者の結集点」である。ベルリン労働諸 を目標とするが、「革命家の養成所」とみなされていた。 一八四四年設立の労働諸階級福祉中央協会は、当時のプロ

光の友は、信仰の自由と個人の権利の擁護、および政府通しをもつようになったことがある。

られている。

べれば次にようになるだろう。

以上整理した本書のこの部分の意義を本稿の関心からの

彼らは前の世代とちがい特定の利害を背景とした政治的見がルイーゼン市区の救貧委員会の名誉職に就くようになり、

みられた宗教的合理主義の帰結である。市民協会は、一八の後見政策への反対を掲げた組織であり、ベルリン市民に

れ、集会は社交の場になる。ルイーゼン市区のレストランに四八年革命で活動する人々も参加するが、講演は禁止さンバーやゲストによる様々なテーマの講演が行われる。後四五年に設立された政治を議論するための団体であり、メ

で設立集会が開かれ、また指導的立場にあったのはルイー

伝統的な都市市民層が主な担い手であることを明らかにし

は都市行政のこのレベルでも手工業親方や小商人といった考えると研究史上大きな進歩である。職業構成の分析結果の末端の状況がほとんど明らかにされてこなかったことをメンバー構成が明らかにされたことは、従来ベルリン市政第一に、具体的な地域レベルの救貧委員会の機能やその

労働諸階級福祉中央協会には三人の企業家、ゴルトシュミ

ット、ダンネンベルガー、そしてシュテファンがとりあげ

家族を介した緊密な人間関係が存在していたことを想起さ を析出しえたことは、当時の地域レベルではこうした名士 市の名誉職に積極的に関与する名士家族ともいうべき存在 的機能の変化を知る上では重要な点であろう。これに加え、 うになったことが示唆されているのも、この委員会の社会 ている。一八三○年代に新世代が救貧委員会に関与するよ 究の方向を探る手がかりとしたい。 はない。ここではそうした問題点を検討しつつ、今後の研 レベルに対象を設定したためか、議論が必ずしも説得的で 特性について十分考慮されてこなかったことを考えると大 摘されたことは、従来この時代の協会についてその地域的 きな貢献である。 あることなど、この地域を背景とした組織であることが指 そうした問題点としてまず指摘しておきたいのは、 ただ、スカルパの研究は、史料的に制約の多いミクロな

第二に、都市条例によって制度的に作られた機構を補完

せてくれる。

する形で、ルイーゼン市区慈善協会という私的な団体が設

立されたことを明らかにしたことは、救貧委員会が都市行

政の閉じた世界の中だけで機能したわけではないことを示

したのである。 の及ばない、地域の特性に合わせた独自の活動領域で活動 多くの人が関与できる機構が設けられ、救貧委員会の権限 唆している。救貧委員会の設置がきっかけになって、より

関係をもっていたことを想起させてくれる。とくに市民協 たことは、この地域の動向とベルリン全体の変化が密接な な協会の活動とルイーゼン市区の市民の間の関係を示唆し じた名士と貧者の間の垂直的な人間関係についてそのよう れているとは言い難い。それは、救貧扶助や慈善活動を通

第三に、一八四○年代半ばにベルリンで盛んになった様々

会と地方協会について、創設者がルイーゼン市区の市民で

な不満を感じるだけでない。そうした組織を媒介の一つと

委員会や慈善協会を通じて形成された社会的結合関係につ いてである。スカルパの著書の基本的テーゼを改めて確認 -- 54 --

変わったとする点である。そのためには、第一章と第二章 われるのだが、史料的な問題もあり、本書では十分考察さ のあり様がより具体的に分析される必要があったように思 において一九世紀前半のルイーゼン市区における人間関係 に伴い近隣関係に基づく共同精神が説得力を失い、虚構に しておくと、ルイーゼン市区において一九世紀の人口増加

か、そうした名士家族が他の市民とどのような関係にあっ いるが、それぞれの名士家族がどのような関係にあるかと 職に積極的に関与する名士家族を析出することに成功して からは十分よみとることはできない。たとえば、市の名誉 して育まれる名士同士の水平的な人間関係についても本書 局明らかにされていないように思われる。労働諸階級福祉 ため、ルイーゼン市区の市民とそれぞれの協会の関係が結

会の構成員についての検討が導入当初と四三年の二年分の スカルパの研究が孕む第二の問題点としては、救貧委員

たかとかいった点については議論がいたっていない。

た問題はスカルパの研究では処理されていない。そのため、 二年のデータや人物がどの程度一般性をもつのかとかいっ ようになったという指摘に限定されている点である。この 職業構成の分析と、三〇年代から新世代の人物が関与する

物の救貧委員会に占める位置がどのようなものであるのか それともその年だけの特殊な事態なのかとか、新世代の人 四二年に工業家が増大したのが当時の一般的趨勢なのか、

とかいった問題は不明確なままにとどまる。

れの協会で占める位置であるとかが十分検討されていない たルイーゼン市区の市民の代表的例であるかとか、それぞ ていく様が描かれていても、その人物がその協会に関わっ 第三に、第三章において、個別的な市民が協会に関わっ

> しい。この団体は、官僚と工場主・商人を中心としたもの ® パがあげた三人が具体例としてふさわしいかどうかは疑わ 中央協会についていえば、ルンゲなどルイーゼン市区住民 であり、営業従事者中心の救貧委員会とは性格が異なるも で積極的にこの団体に関与した人物は他にもおり、スカル のなのだが、そうした点は十分意識されていない。

題点は今後の研究者によって克服していかなければならな い課題であるとうけとめておきたい。 以上スカルパの研究の問題点を指摘したが、これらの問

おわりに

現時点での到達点と今後の課題を整理して本稿の締め括り 九世紀前半ベルリン市民の市政参加というテーマの、

到達点としては次の三点をあげておきたい。

手工業者や小商人などの伝統的な都市の市民である。パー

第一に、当時のベルリンの都市行政に関与した市民は、

としたい。

はほば揺るぎのないものとなったといえる。た。営業従事者中心のベルリン市の名誉職というイメージ地域レベルの行政機構でも状況は同じことが明らかにされまたスカルパの研究によって従来考察が及んでいなかったルマンによって市議会議員については網羅的に確認され、ルマンによって市議会議員については網羅的に確認され、

議員に選出されるようになっている。また、救貧委員会で大学教授、出版業・本屋、ユダヤ人といった人々が市議会成が変化したことも疑いないところである。この時期に、

第二に、一八四〇年代にベルリン市政の名誉職の社会構

も変化が生じていたことをスカルパは示唆している。

ただ

まずあげるべきは、ベルリン市内の市区単位の地域性で

非営業従事者は二〇人と例外的に大きいものの、残りの八ら生じたものである。次に、その四八年の選挙においても、まず、決定的な変化は四八年の選挙で再選率が下がってかし、この点については次の二点で留保を付ける必要がある。

たりしており、都市条令による機構が制度内の閉じた世界名誉職に積極的に関与した市民がさまざまな団体に関与し第三に、救貧委員会を補完する形で組織が作られたり、

あろう。

区に住む市民の性質も違ってくることは十分想定できるで

中心の市議会という性格は基本的に揺らいでいない。

二人と圧倒的多数は営業従事者であり、伝統的な都市市民

だけで機能していたわけではない。市の名誉職を評価する

う必要があるのである。場合も、多かれ少なかれ様々な組織との関連の中でおこな

こうしてみると、救貧委員会や市議会議員への選出や活・リミオをみの。

が一面的なものであることは強調したい。民の多様性や重層性をうかがうことができ、そうした理解民の多様性や重層性をうかがうことからも当時のベルリン市市市民の一体性がベルリンにも想定できるように見える。動を通じて、ガル・グループが暗黙の前提とするような都

紀社会のなかで果たした役割の相違に応じてそれぞれの市をもっていることが示唆されている。歴史的背景や一九世定の市区に集中していることなど、それぞれの市区が特徴市区ごとの投票率の違いや、ユダヤ人が選出されたのが特みた歴史叙述の試みである。また、パールマンの研究でもある。スカルパの研究は、ルイーゼン市区という地域からある。スカルパの研究は、ルイーゼン市区という地域から

円滑な継承だけではなく、名誉職についての世代間の価値誉職をひきうける家系の存在は、親子や親族間の名誉職の次に指摘しておきたいのは世代差の問題である。市の名

ろのついた時から自明であった世代の名誉職への参入を想いた四〇年という歳月は、市民による市政参加がものごこ観の相違をも想起させる。また、都市条令が効力をもって

定するのに十分な期間であろう。

管区長や救貧委員のデータを整理検討し、それらのデータ第一の課題は、パールマンの市議会議員のデータに加え、していえば、二つの課題に取り組んでいくつもりである。めていくことになるが、市民の市政参加というテーマに関以上の点を念頭においてベルリン市民について研究を進

をふまえて各種協会や職業団体と、市の名誉職の関係を分

全市で三〇〇名前後が任命された救貧委員のデータを整理ーが詳細にわかるものは少ないからである。これに加え、には欠落が多く、また制度外の各種組織についてもメンバうのはかなり困難である。救貧委員会の構成のわかる史料析していくことである。ただ、この調査を網羅的におこな析していくことである。

そのために、第二の課題として、本稿でも紹介した市議

指針となる作業仮説は必要と思われる。

するには膨大な手間が予想される。研究を進めていく上で

名誉職の変化を市議会議員という立場から経験した人物にたい。コッホハンの叙述は、四八年革命を頂点とする市の会議員の構成の変化に関するコッホハンの観察を再検討し

第一の課題を進めていくための作業仮説を獲得することはの市の名誉職の変化を再評価したい。その作業を通じて、の観察を具体的な社会的脈絡のなかに位置付け、四○年代ちの市の行政機構内外の経歴を検討することによって、彼

述を無批判に受け入れている観がある。彼があげる人物たよる貴重な観察であるが、この問題を扱う研究者は彼の記

十分期待できると思われる。

- (1)市民層研究の動向については拙稿「市民層・住宅問題・資
- 格社会――一九世紀ドイツの市民社会」『新潟大学教育人
- 間科学部紀要』三―一、二〇〇〇年参照。
- (2)論争についてはデーヴィッド・ブラックボーン、ジェフ・
- 田幸男訳)晃洋書房、一九八三年および松本彰「『ドイツ イリー『現代歴史叙述の神話――ドイツとイギリス』(望

の特殊な道』論争と比較史の方法」『歴史学研究』五四三、

- 九八五年参照。
- (3) グループによる論集として、Lothar Gall(Hg.), Stadt und
- Bürgertum im 19. Jahrhundert, München 1990; ders. (Hg.) Vom alten zum neuen Bürgertum. Die mitteleuropäische Stadt
- schaft, München 1993 があり、メンバーによる個別都市の tum im Übergang von der tradtionalen zur modernen Gesell デン、ケルン、ミュンスター、ドルトムント、フランクフ im Umbruch, München 1991; ders. (Hg.), Stadt und Bürger-ルト・アム・マイン、アウクスブルクなどに関する著作が 都市市民のモノグラフとしてはミュンヘン、ヴィースバー
- (15) Paul Nolte, Gemeindebürgertum und Liberalismus in Baden (4) このグループの成果の代表的なものとして Jürgen Kocka (Hg.), Bürgertum im 19. Jahrhundert, 3 Bd., Göttingen 1800-1850. Tradition-Radikalismus-Republik, Göttingen 1995 1995 をあげておく。

(~) Hartmut Kaelble, Berliner Unternehmer während der frühen Liberalism in Imperial Germany. Frankfurt am Main, 1866-1914, Oxford 1999 をあげておく。

(6)英米系の研究者による著作として Jan Palmowski, *Urban*

- (8)代表的な著作として Petra Wilhelmy-Dollinger, Der Berliner Industrialisierung. Herkunft, sozialer Status und politischer Einfluß, Berlin/New York 1972.
- Salon im 19. Jahrhundert (1780-1914), Berlin/New York 1989
- New York 2000 があり、このペーパーバック版には邦訳が サロン』(精谷他訳)鳥影社、二〇〇三年)。 ある (ペートラ・ヴィルヘルミー=ドリンガー 『ベルリン Berliner Salons. Mit kulturhistorischen Spaziergängen, Berlin をあげておく。本書のペーパーバック版として dies., Die

58

- Stulz-Herrnstadt, Berliner Bürgertum im 18. und 19. Jahrfaktur in Berlin 1763-1880, Berlin/New York 2002; Nadja Manufaktur und der Königlichen Gesundheitsgeschirr-Manu-
- New York 2002. Ältesten der Korporation der Kaufmannschaft zu Berlin, Berlin/ Verkehsrkreise in der Hauptstadt Brandenburg-Preußens/Die hundert. Unternemerkarrieren und Migration/Familien und

(**1**) Ludovica Scarpa, Gemeinwohl und lokale Macht. Honoratioren

(9) パールマンとスカルパの著作の他に、代表的な著作として und Ouvriers. Sozialgeschichte der Königlichen Porzellan-次のものをあげておく。 Arnulf Siebeneicker, Offizianten

- dert, München/New Providence/London/Paris 1995; Manfred Pahlmann, Ansänge des städtischen Parlamentarismus in Deutschund Armenwesen in der Berliner Luisenstadt im 19. Jahrhun-(丘) Richard Dietrich, Von der Residenzstadt zur Weltstadt, in: Das Hauptstadtproblem in der Geschichte. Festgabe zum 90.
- (6) Clauswitz, a.a.O. Geburtstag Friedrich Meineckes, Tubigen 1952
- Brandenburg im 19. und 20. Jahrhundert, Berlin 1968; Ders., und Verwaltung, in: Herzfeld(Hg.), Berlin und die Provinz

(五) Dietrich, Von der Residenzstadt; Richard Dietrich, Verfassung

Berlin, Zehn Kapitel seiner Geschichte, Berlin/New York 1981 Berlins Weg zur Industrie-und Handelsstadt, in: ders.(Hg.),

(12)都市条例研究はその歴史的意義を高く評価する一九世紀以

land, in: Historische Zeitschrift, Bd.220, 1975.

(□) Lothar Gall, Liberalismus und "bürgerliche Gesellschaft". Zu

under der Preußischen Städteordnung von 1808, Berlin 1997. land. Die Wahlen zur Berliner Stadtverordnetenversammlung

Charaker und Entwicklung der liberalen Bewegung in Deutsch

(18) クラウスヴィッツの評価については、 Andreas Kaiser, Geschichtsschreibung, in: Paul Clauswitz, Städteordnung von Clauswitz und der Beginn einer selbstständigen Berlin-Stadtgeschichte Berlins als wissenschaftliche Disziplin. Paul 1808 und die Stadt Berlin, Berlin/Heidelberg/New York/

59

(2) Clauswitz, a.a.O., S. 104f.; S. 213. Tokyo 1986 (Reprint) 参照。

(2) Clauswitz, a.a.O., S. 142f.

politische Struktur. Studien zur Gesellschaftsgeschichte Preußens

Neugebauer und R. Pröve (Hg.), Agrarische Verfassung und stadtrepublikanische Traditionen in Brandenburg, in: W

of the Prussian Town, 1720-1815, in: Philip G. Dwyer, The 1700-1918, Berlin 1998; Karin Friedrich, The Development

Rise of Prussia 1700-1830, 2000.

一九世紀前半のベルリンの行政機構については Paul Claus

bürgertum". Die Preußische Städteordnung von 1808 und

ここでは都市条例の脱「神話」化をはかった、最近の二つ

来の伝統があるが、詳しくは稿を改めて論じる予定である。

の論文のみをあげておく。Ralf Pröve, "Civismus" und "Spieß-

- (21)たとえば Dietrich, Verfassung und Verwaltung, S. 214 参照。
- (2) Ernst Kaeber, Die Oberbürgermeister Berlins seit der von Berlin, 25, 1976; Konrad Kettig, Gemeinsinn und 1808 bis 1933. Die "Zweiten Männer der Stadt", in: Der Bär Berlins, 2, 1952; Gerhard Kutzsch, Berlins Bürgermeister Steinschen Städteordnung, in: Jahrbuch für die Geschichte

Mitverantwortung. Beiträge zur Geschichte der Berliner

(\(\preceq\)) Pahlmann, a.a.O., S. 122.

Städteordnung, Berlin 1908 による。

Festschrift zur hundertjährigen Gedenkseier der Einführung der witz, Die Städteordnung von 1808 und die Stadt Berlin. $\widehat{13}$

Stadtverordnetenvertreters Heinrich Kochhann, in: ebenda Stadtverordnetenversammlung, zugleich eine Würdigung des

12, 1963; ders., Der Professor als Parlamentarier. Clemens

August Karl Klenze als Mitglied der Berliner Stadtverord-Berliner Bürgermeister im 19. und 20. Jahrhundert, Berlir fer für Demokratie und soziale Gerechtigkeit, in: ebenda, 87 1965; Jürgen Wetzel, Julius Berends (1817-1891). Ein Kämp netenversammlung in den Jahren 1833-1838, in: ebenda, 13 1978; Wolfgang Ribbe (Hg.), Stadtoberhäupter. Biographien

(A) Stefi Wenzel, Jüdische Bürger und kommunale Selbstverwal-(원) Heinrich Eduard Kochhann, Tagebücher, hrsg. v. Albert Kochhann, Teil 1-5, Berlin 1905-1908.

35

同論文、四六—五〇頁。

(36)当時の救貧委員会の構成については、毎年発行されていた

- 60

Nachweisung der mit der hiesigen Sladt-Armen-Pflege unmittel-

bar beschäftigten Personen nebst Wohnungsanzeige derselben

(2) Hartmut Kaelble, Kommunalverwaltung und Unternehmer in tung in preussischen Städten 1808-1848, Berlin 1967. Berlin während der frühen Indusrialisierung, in: Otto Büsch

sierung vornehmlich im Wirtschaftsraum Berlin/Brandenburg Berlin 1971. (Hg.), Untersuchungen zur Geschichte der frühen Industriali-

(2) Heinrich Eduard Kochhann, Mittheilungen aus den Jahren (29) 川越修『ベルリン (≈) Scarpa, a.a.0. (N) Ebenda, S. 36-38. 1839-1848, Berlin 1906, S. 2-7; S. 16. 王都の近代 -初期工業化・一八四八

> (☼) Pahlmann, a.a.0. 本稿ではとくに詳しくふれなかったが、本書のもつもう一 つの意義は、現在の自治体レベルの議員選挙とは様相の異 年革命』ミネルヴァ書房、一九八八年、二三頁および八五

31

解明されことにある。

(S) Ebenda, S. 358 (ℜ) Scarpa, a.a.O. (34)この団体については拙稿「ドイツ三月革命前後の労働諸階 級福祉中央協会」『史林』七三一三、一九九〇年参照。 なる、一九世紀前半の市議会議員選挙のあり方が具体的に

労働諸階級福祉中央協会やベルリン共同建築組合などわず 者が入手しえているのは一九世紀前半についてもその一部 und einigen besondern Verwaltungs-Notizen でわかるが、筆 かである。職業団体については Stulz-Herrnstadt, a.a.O. が にすぎない。当時の協会でも構成員が具体的にわかるのは、

「商人組合」に関する重要な研究である。